

第3章



都市づくりの方針

3 都市づくりの方針



I 前提

1 前提条件

本章では、第2章で示した「都市づくりの理念と目標」と「都市構造」の実現を図るため、土地利用の方針と市街地整備などのハード事業の方針、そして市民との協働による環境整備などのソフト事業の方針を示します。

このうち、市街地整備などの都市基盤に係る整備は、都市計画マスタープランの計画期間内のニーズに対応するだけでなく、その後も長期にわたって都市活動を支えるものでなくてはなりません。また、整備自体も長期間を要する場合が多く、長期的な計画のもとで事業を進める必要があります。

このため、都市計画マスタープランの計画期間は、平成23年度から37年度までの15年間としています。本章で示す各種整備の方針は、計画期間の中で全て実施するものだけでなく、長期的な視野で検討・実施する事業も含めています。また、同時にこれらの方針は、今後長期にわたる都市づくりの根幹をなすものであり、計画期間終了後もこれを踏襲して、継続的な都市づくりにつなげていく必要があります。

さらに、今後の都市づくりにおいては、新規の都市基盤整備ばかりではなく、これまで長期にわたって整備してきた都市施設や、歴史的に継承されてきた貴重な資源を有効に活用・保全して、地域の魅力づくりにつなげていくことが必要となります。なお、こうした取り組みは、行政の力だけでできるものではなく、市民や事業者等との協働の取り組みが欠かせません。このため、本章では、行政だけではなく市民の皆さんが主体的に関わる取り組みも、都市づくりの方針として示しています。

- 本章では、既都市計画マスタープランに基づくこれまでの主な取り組みを検証し、その結果見出された課題や、将来想定される行政需要などを整理した後、今後の方針を第2章で掲げた「都市づくりの理念」に基づき設定しています。
- 各種方針においては、今後重点的に取り組む事項や既都市計画マスタープランからの継続事業などを、次のように表現しています。

表現方法	表現内容
◎	今後重点的に取り組む事項
◆	既都市計画マスタープランからの継続事業又は既に着手している事業
▽	計画期間中での取り組みを目標とする事項

- 文章表現（語尾の記述）については、実施主体や計画の熟度にしたがって、以下のように整理しています。

表現方法	実施主体など	計画熟度
～めざします。	市が主体、市民と協働	目標、方向性に関する事項
～研究します。	市が主体	事業着手に当たっての準備事項
～進めます。 ～定めます。	市が主体	すでに事業着手されている事項 おおむね計画期間内に取り組む事項
～努めます。	市が主体	目標達成に時間がかかるが、継続して取り組んでいく事項
～行います。	市民が主体	目標達成のため、継続して取り組んでいく事項
～検討します。	主体が決定していない	目標の実現に向けて、庁内・関係機関・市民との協議・調整・検討が必要な事項
～誘導します。 ～促進します。	市が市民、事業者等の取り組みを誘導・促進	すでに事業着手されている事項 おおむね計画期間内に取り組む事項
～支援します。	市民が主体となる取り組みを市が支援	すでに事業着手されている事項 おおむね計画期間内に取り組む事項

- まちづくりワークショップで得られた意見に関する事項については、文末に次のように表現しています。

表現方法	表現内容
(※)	まちづくりワークショップでの提案結果に関する事項



Ⅱ 土地利用の方針

1 これまでの主な取り組みと課題

(1) 主な取り組み

- 都市基盤整備が立ち遅れていた北原山地区において、約8haの市街化調整区域¹を市街化区域²に編入して土地区画整理事業³を実施し、計画的なまちづくりを進めています。
- 商業系と工業系の用途地域、そして第一種・第二種低層住居専用地域を除く全ての住居系の用途地域⁴を「高度地区」⁵に指定し、快適な居住環境の維持につなげています。また、建築物の密集した商業系用途地域などを「準防火地域」⁶に指定し、災害に強いまちづくりを進めています。
- 住宅地と店舗、工業地が混在する地区において、「第一種住居地域」及び「近隣商業地域」を指定し、土地利用の純化を進めています。
- 開発許可制度⁷などの運用によって、集落地内及びその周辺における農業環境を阻害する開発を抑制しています。

(2) 課題

- これまでのような人口増加や経済の拡大を前提とした都市づくりは転換期を迎えており、今後は環境と経済、社会活動が調和した持続可能な都市づくりが必要とされています。
- 市街化調整区域における農地の宅地化が進行する一方で、市街化区域内には低未利用地⁸が残っています。このため、市街化調整区域におけるスプロール⁹化を抑制するとともに、市街化区域内における低未利用地の都市的土地利用¹⁰が求められています。



スカイワードあさひからの眺め

- 1 市街化調整区域：都市計画で定める都市の健全な発展を図るために市街化を抑制する区域。
- 2 市街化区域：都市計画で定めるすでに市街地を形成している区域や概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
- 3 土地区画整理事業：都市基盤が未整備な市街地や市街化の予想される地区を健全な市街地にするために、道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
- 4 用途地域：都市計画法に基づき、都市地域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境整備、都市機能の向上を目的として建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度。
- 5 高度地区：都市計画法に基づく地域地区の一つ。市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の最高限度または最低限度を定める制度。
- 6 準防火地域：市街地における火災を防ぐために指定する地域で、防火地域に準ずる地域について指定される。
- 7 開発許可制度：都市計画法による開発行為に対する許可制度で、都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、良好な都市環境を確保するための都市計画制限の一種。都市計画区域内で開発行為をしようとするものはあらかじめ、県知事の認可を受けなければならない。
- 8 低未利用地：本来、建築物等が建てられ、その土地にふさわしい利用がなされるべき土地のうち、市街地内等に残る空き地や、商店街等で青空駐車場として利用されている土地等、効率的な利用がなされていない土地。
- 9 スプロール：市街化調整区域において市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。
- 10 都市的土地利用：住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用。

2 めざすべき方向

(1) 市街化区域における土地利用

- 人口増加への対応は、現在施行中の土地区画整理事業における着実な新規住宅地の供給や市街化区域内の低未利用地における宅地化誘導によるものとし、基本的には、現在の市街化区域を維持するものとします。
- 良好な居住環境の維持を図る地区においては「高度地区」を定め、また、建築物の密集した火災危険率の高い区域においては、「防火地域」¹¹や「準防火地域」を定め、安心して暮らせる住環境の整備を進めます。

(2) 市街化調整区域における土地利用

- 市街化調整区域については、都市的な土地利用を抑制することを基本とし、自然環境や農地を保全するとともに、開発行為などに対しても、周辺的环境に配慮した土地利用を要請していきます。このため、農地などの自然環境の保全を図ることを前提として、防災機能の維持、向上が必要な既存住宅地については、引き続き道路の安全性を確保するものとします。

(3) 土地利用の区分

- 「都市構造の基本方針」に基づき、将来の土地利用の方向性を示す土地利用区分を次のとおり設定します。

都市構造におけるゾーン	土地利用区分
うるおいゾーン	自然環境保全・活用地区
	農業環境保全地区
やすらぎゾーン	低層住宅地区
	一般住宅地区
	既存市街地地区
活力ゾーン	商業業務地区
	沿道サービス地区
	工業地区
	住工複合地区

¹¹ 防火地域：市街地における火災を防ぐために指定する地域で、主として商業地などで建築物の密集した火災危険率の高い市街地に指定される。

3 土地利用区分の配置とその方針

(1) 自然環境保全・活用地区(森林公園・矢田川・ため池など)

配置

森林公園を始めとする北部丘陵地と、河川、ため池、公園及び緑地を位置付けます。

土地利用方針

◆緑豊かな自然環境が残され、貴重な動植物が多く生息し、本市ならではの重要な景観資源でもある森林公園を始めとする北部丘陵地については、引き続き現在の自然環境を保全し、緑地空間としての活用を進めます。(※)

◆河川や、市内に数多く存在するため池については、引き続きその保全を行うとともに、市民の生活にうるおいを与える親水・緑地空間としての活用を進めます。(※)

◆市民の憩いの場として、また防災や環境上における貴重な空間としての役割を担う公園については、適正な配置と機能の充実に努めます。(※)



森林公園

(2) 農業環境保全地区(西の野町・稲葉町・大久手町・城前町など)

配置

農作物の生産の場として農業基盤整備などを実施した優良農地を中心に、今後も保全が必要な農地などを位置付けます。

土地利用方針

◆農地は、都市にうるおいを与える機能とともに、温暖化を抑制する機能や、水害を防ぐ保水機能など多面的な機能を有しています。このような機能を維持するため、開発抑制を行うなど引き続き農地の保全に努めます。(※)



大久手町

(3) 低層住宅地区・一般住宅地区(旭台・緑町・印場元町・大塚町など)

配置

現況の土地利用において、大部分が住宅地として利用され、今後も住宅地としての利用を図っていくべき地区、又は計画的に住宅地として開発、整備する地区とします。そのうち、低層住宅を中心に誘導する地区を「低層住宅地区」、中高層住宅を含めて住宅が中心であり、その他の施設の立地もある程度許容する地区を「一般住宅地区」と位置付けます。



旭台

〈凡例〉 ○…重点事項 ◆…継続事項 ▼…目標事項 ※…ワークショップでの提案 P50・51参照

土地利用方針

- ◎地区内にみられる低未利用地などについては、地権者との話し合いや民間活力などによって、日常生活利便性機能や多様な世代のニーズに対応した居住機能の立地を誘導します。
- ◆「低層住宅地区」においては、低層住宅を主体とした土地利用の維持・促進に向け、現在の用途地域指定を継続するものとし、まちなみと調和した低層住宅が並ぶ、やすらぎのある良好な居住環境の維持、形成に努めます。
- ◆「一般住宅地区」においては、住居系土地利用を主体とした土地利用の維持・促進に向け、現在の用途地域指定を継続するものとし、周辺環境に配慮しながら、店舗・事務所なども立地可能な、利便性の高い居住環境の維持、形成に努めます。
- ◆「一般住宅地区」については、良好な居住環境の維持を図るため、引き続き「高度地区」を定めます。さらに、店舗・事務所などの立地が多い地区においては、引き続き「準防火地域」に指定し、安心して暮らせる居住環境の維持を進めます。

(4) 既存市街地地区(霞ヶ丘町・旭ヶ丘町・平子町・上の山町など)

配置

市街化調整区域内において、一団となってまとまりある住宅地や工業地などを形成している地区を位置付けます。

土地利用方針

- ◆スプロール開発を抑制するとともに、道路の安全性を確保しながら、きめ細かな道路整備などを進め、自然環境などと共存する良好な低層住宅を中心としたゆとりある居住環境の保全と形成に努めます。

(5) 商業業務地区(三郷町・東大道町・旭前町・印場元町など)

配置

既に商業・業務施設が面的あるいは路線的に集積し、今後にもぎわいのある商業地としての利用を図っていくべき地区を位置付けます。

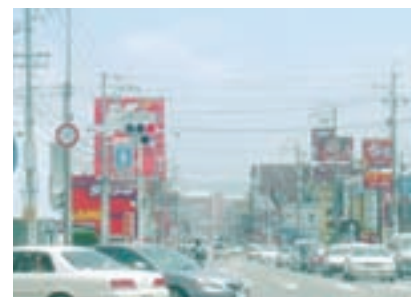
土地利用方針

- ◆商業施設を主体とした土地利用の維持・促進に向け、現在の用途地域指定を継続するものとし、商業集積を高めることにより、更なる活性化に努めます。
- ◆建築物の不燃構造化を促進するため、引き続き「準防火地域」に指定し、災害に強いまちづくりを進めます。

(6) 沿道サービス地区(南本地ヶ原町・井田町・渋川町など)

配置

主要幹線道路などの沿道で、路線上に各種の沿道立地型施設が複合的に立地している地区、又は沿道的サービスの



(都) 瀬港線(国道363号)

向上を図るため、今後、沿道立地型施設を中心に誘導すべき地区を位置付けます。

■土地利用方針

- ◆主要幹線道路の沿道的サービスを提供する商業施設を主体とした土地利用の維持に向け、現在の用途地域指定を継続するものとし、商業施設や事務所などの立地環境の維持に努めます。
- ◆建築物の不燃構造化を促進するため、引き続き「準防火地域」に指定し、災害に強いまちづくりを進めます。

(7) 工業地区・住工複合地区(下井町・旭前町・東栄町・狩宿町など)

■配置

既に工業施設が相当集積しており、今後も工業地として利用を図っていくべき地区とします。そのうち、広範囲にまとまりある工業地を形成している地区を「工業地区」、小規模な工業施設などと住宅が集まった地区を「住工複合地区」と位置付けます。



住工複合地区の例

■土地利用方針

- ◆「工業地区」においては、工業地としての土地利用の維持・促進に向け、現在の用途地域指定を継続し、業務環境の維持に努めます。(※)
- ▽「住工複合地区」においては、特別用途地区¹²や地区計画¹³などを活用することにより、業務環境と住環境双方の改善と調和を進め、環境保全と安全の確保のもと、バランスの取れた職住近接の環境の維持に努めます。なお、土地利用の変化により、住宅地としての利用が顕著にみられる地区については、現在の土地利用状況と今後の動向を踏まえ、用途地域指定の見直しを検討します。
- ▽住工混在によって操業環境が悪化し、市外への移転などを模索する事業者の、受け皿となる用地確保を進めます。

12 特別用途地区：地域の特性に応じたある特別の目的から、特定の用途を利用できやすくしたり、環境の保護を図ったりするため、建築規制を強化したり緩和したりすることによって、用途地域の制度を補完するもの。

13 地区計画：一定の区域について、土地や建物の利用目的、形状などを規制・誘導する都市計画法に定められた制度。

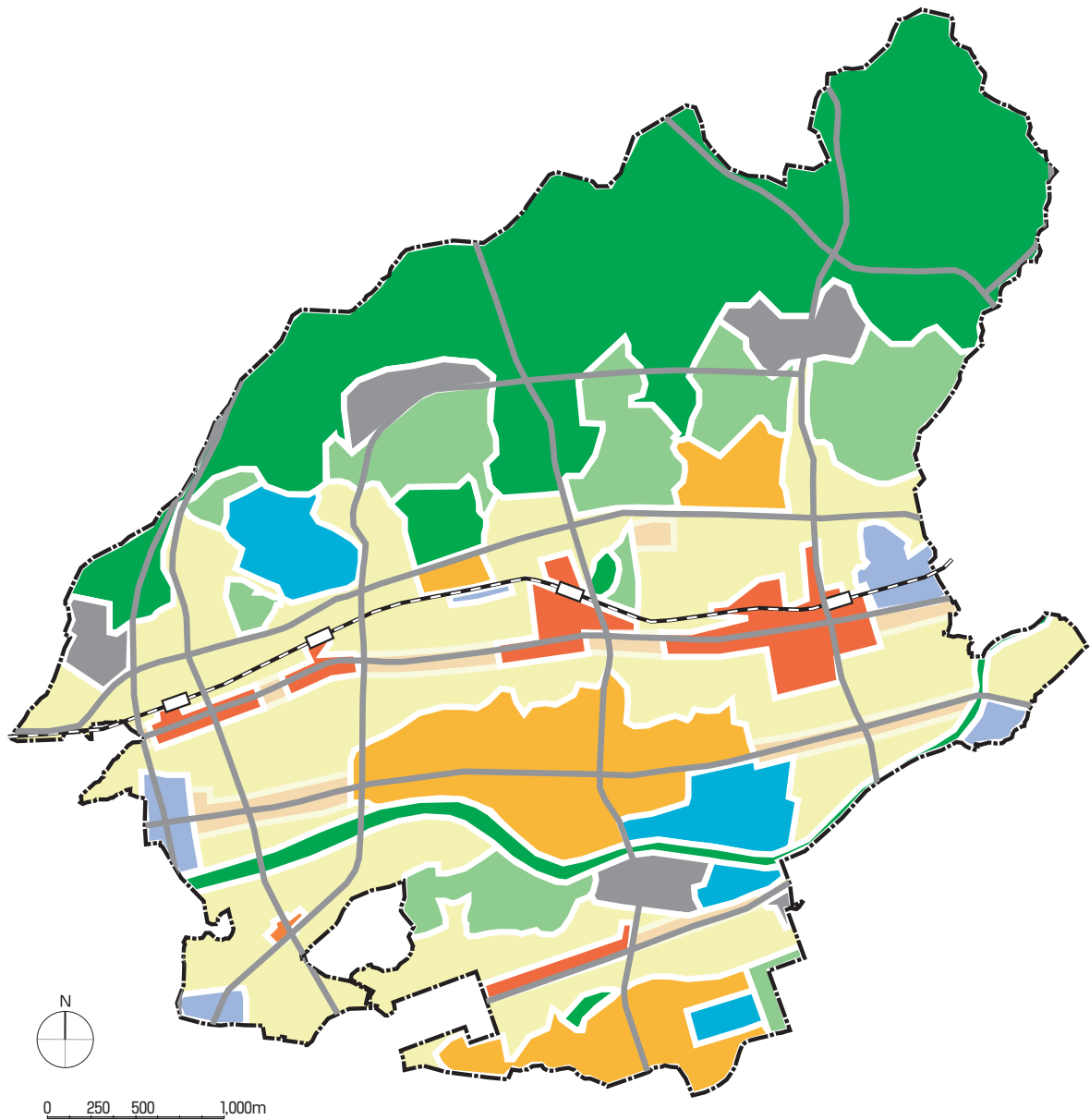


図28 土地利用計画図

- 自然環境保全・活用地区
- 農業環境保全地区
- 商業業務地区
- 沿道サービス地区
- 工業地区
- 住工複合地区
- 低層住宅地区
- 一般住宅地区
- 既存市街地地区



Ⅲ 緑と水に彩られたまちづくりの方針

1 これまでの主な取り組みと課題

(1) 主な取り組み

- 土地区画整理事業などによって整備された近隣公園¹⁴や街区公園¹⁵を供用開始し、市民の憩いやレクリエーションの場の創出と、都市防災などへの対応を進めています。
- 北部丘陵地において「山辺の散歩道」を、また、矢田川において「矢田川散歩道」を整備するとともに、市内各所のため池の整備を行い、自然環境の保全のみならず、積極的な活用につなげています。
- 尾張旭駅から維摩池間を「シンボルロード」として整備するとともに電線の地中化を実施し、良好な都市景観の形成を進めました。
- 西部浄化センターの供用開始を行うなど下水道整備を進めるとともに、下水汚泥の100%リサイクル化を図るため、リサイクル業者への汚泥の搬入を開始し、環境負荷の低減に努めています。

(2) 課題

- 森林や公園、緑地は、憩いややすらぎを享受できる空間であることに加え、災害発生時の避難地や復興活動の拠点としての機能、ヒートアイランド現象¹⁶の緩和や地球温暖化の防止に寄与する機能を有しています。また、少子高齢社会を迎える中、コミュニティ¹⁷の形成や地域づくりの拠点としても注目されており、多世代が安全安心に利用できる公園、緑地の整備が必要となっています。
- 近年の空間的なゆとりやうるおい、やすらぎを求める気運の高まりを受け、都市づくりにおいても機能性や利便性、安全性だけでなく、地域固有の歴史性、文化的魅力、自然的魅力などが重視されるようになってきています。このため、これらの個性ある魅力的な景観資源を活かした都市づくりが求められています。

2 各種方針

1) 自然環境の保全・活用の方針

(1) 方針

■自然環境への負荷軽減

- ◎市民は、環境への負荷軽減のため、積極的な公共交通機関の利用を行います。(※)

14 近隣公園：半径500メートルの範囲内に、1カ所当たりの面積2ヘクタールを標準とし都市計画法に基づき設置される公園。

15 街区公園：半径250メートルの範囲内に、1カ所当たりの面積0.25ヘクタールを標準とし都市計画法に基づき配置される公園。

16 ヒートアイランド現象：都市部の気温が周辺部より高くなる現象。

17 コミュニティ：共同体。地域社会。共同生活体。

〈凡例〉 ○…重点事項 ◆…継続事項 ▼…目標事項 (※)…ワークショップでの提案 P50・51参照

○公共交通機関の利用促進や、効率的な道路ネットワークの形成により、環境負荷の少ない都市の形成に努めます。

◆次世代に豊かな自然環境を継承していくため、「尾張旭市環境基本計画」に基づき、ごみの減量や適正な処理、資源の循環利用を進めます。

◆自然環境の悪化を未然に防ぐため、環境調査の継続的な実施や、公害防止対策の充実を進めます。

◆環境への負荷の少ない低炭素社会の実現を図るため、市民のクリーンエネルギー利用を支援します。

河川環境の保全

◆美しい河川環境を保全するため、公共下水道や合併処理浄化槽¹⁸の設置など生活排水処理施設の整備を進め、流域が一体となった公共用水域の水質保全に努めます。(※)



矢田川河川緑地

◆市民や事業者は、美しい自然環境を次の世代に引き継いでいくため、環境美化活動など、行政との協働による取組みを行います。(※)

農地の保全

◆農業関係事業者は、農産物の生産、供給のみならず、多様な公益的機能を有する農地について、農業の振興や適切な農地管理などを通じて、その積極的な保全を行います。(※)

(2) 具体的な施策例

- 公共交通網整備事業（既設公共交通網の整備・拡充と、新たな交通手段の確保を図る。）
- 生ごみ処理補助事業（生ごみの堆肥化容器や電動処理器などの購入者に対し補助を行う。）
- 資源ごみ分別収集事業（資源ごみの分別収集を行う。）
- 資源ごみ回収団体活動奨励事業（資源ごみを回収する団体に対し奨励金を支払う。）
- 太陽光発電システム設置推進事業（住宅用太陽光発電システム設置費補助金を交付する。）
- 浄化槽雨水貯留施設転用補助事業（下水道供用開始区域内で、公共下水道接続時に不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用し、雨水の有効利用を行う場合に要する費用の一部を補助する。）
- 河川水質の浄化推進事業（河川の水質浄化推進のため、生活排水クリーン推進員を委嘱し啓蒙活動を実施するとともに、河川水質の調査を行い現状を把握する。）
- 矢田川散歩道整備事業（矢田川散歩道とともに河川環境整備を進める。）
- 地域農業活性化事業（JAあいち尾東尾張旭事業本部が行う営農事業について補助を行う。）

18 合併処理浄化槽：生活排水のうち、し尿と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）をあわせて処理することができる浄化槽。

2) 景観形成の方針

(1) 方針

■景観形成推進施策の展開

○市民の誇りとなり、来訪者が尾張旭らしさを感じることでできる良好な景観の形成や、地域の特性を活かした景観の形成を図るため、景観行政団体¹⁹への移行に努めます。

◆良好な住環境の保全を図るため、建築物の建築形態などを取り決める地区計画を活用します。

▽まちの景観形成を推進するため、市民と協働したルールづくりに努めます。

■違反屋外広告物の除却

◆市民や事業者等は、行政との協働による違反広告物の除却活動に参加し、良好な景観の維持を行います。



事業者等との違反広告物の除却活動

■公共施設などにおける景観配慮

◆公共施設などについては、周辺環境との調和や敷地内の緑化を重視し、景観の向上に貢献するよう努めます。

■地域特性に応じた景観形成

○尾張旭駅前については、本市の玄関口にふさわしい、にぎわいと潤いのある景観形成に努めます。(※)

◆尾張旭駅から維摩池までのシンボルロードでは、現在の良好な景観を維持し、歩道のアメニティ²⁰向上を図るなど、ウォーキングに最適な、歩いて楽しめる景観形成に努めます。(※)

◆森林公園をはじめとした恵まれた緑地の保全を図り、豊かな緑地景観の形成に努めます。また、市内を流れる矢田川などの河川や、市内に数多く残るため池は、日常生活に潤いとやすらぎを与える貴重な空間であるため、自然環境を保全しつつ、水に親しむことのできる空間の創出に努めます。(※)

▽三郷駅周辺については、店舗などが集積したにぎわいが感じられる魅力的な景観形成に努めるよう電線の地中化などを検討します。

▽印場大塚古墳や良福寺など歴史的資源の保存や活用を図るとともに、歴史を感じられる景観の保全に努めます。



良福寺

(2) 具体的な施策例

- 都市景観啓発事業（景観に対する市民意識の向上のため、啓発事業を実施する。）
- 屋外広告物適正化事業（違反広告物の簡易除却を推進し、申請内容の適正管理を行う。）
- 緑化推進事業（道路、公園、学校など、公共施設の緑化推進を図るため、植栽を行う。）
- 駅前広场景観形成事業（市の顔となる尾張旭駅前広場の景観演出を行う。）

19 景観行政団体：地域の特性に応じた風景や景色を守る取り組みなどを独自に行うことができる地方公共団体。（県の同意が必要）

20 アメニティ：環境の快適さ、心地よさのこと。



-  郷土景観としての北部丘陵地などの樹林
-  田園景観
-  川辺景観
-  ため池景観
-  玄関口としての駅前景観
-  緑豊かなまちなみ景観
-  工業地景観
-  山辺の散歩道
-  シンボルロード
-  歴史景観の保全
-  公共施設の景観配慮
-  街路景観(街路樹のある道路)

資料：市 都市整備課

図29 景観要素図

3) 公園・緑地の整備方針

(1) 方針

■緑のネットワークの形成

○河川、公園及び緑地などを結ぶ、緑のネットワークを形成するため、「尾張旭市緑の基本計画」に基づき、道路空間や親水空間²¹の緑化の充実や計画的な公園・緑地の整備などを進めます。

■公園などの整備

○気軽に健康づくりが出来る環境整備のため、自然に親しみながらウォーキングを楽しむ場として、北部丘陵地や矢田川河川敷などを一体的に整備し、「尾張旭市健康都市プログラム」に基づいた健康都市の取り組みを進めます。

◆森林公園や城山公園、新池公園などの規模の大きな公園については、市全域を対象とした、憩いやレクリエーション、スポーツの場などとしての総合的な利用を図るため、それぞれの公園の特徴を活かしつつ、保全と活用を進めます。(※)

◆市民は、地域のふれあいの場となる魅力ある公園づくりをめざすため、身近な街区公園などの整備計画の策定を行います。

◆市民は、公園愛護会²²制度に参加し、自主的な公園管理を行います。(※)

■緑地の保全・活用

◆緑豊かな都市環境の維持、形成を図るため、良好な自然的景観を形成している緑地や水辺などの保全に努めます。

◆樹林地や河川、ため池、水田などは、多様な動植物の生息環境となっており、防災や景観、環境面など多面的な機能を有しているため、適切な保全に努めます。

◆生垣設置助成制度²³や緑化事業などの活用により、市民と行政が一体となった緑化活動の推進に努めます。

◆大型開発事業に伴い築造される調整池²⁴については、景観面や緑地の確保に配慮して「地下式」とするよう、事業者への協力依頼に努めます。

▽市街地内に点在する小規模な緑地については、市民のやすらぎの空間として、市民との協働のもと、整備、保全に努めます。

▽市民は、憩いやレクリエーション、スポーツの場として重要な区域である矢田川河川緑地について、行政との協働により保全を行います。(※)



長池とマメナシ

21 親水空間：水辺に近づける、水に触れられるなど、水への親しみを感じられる空間。

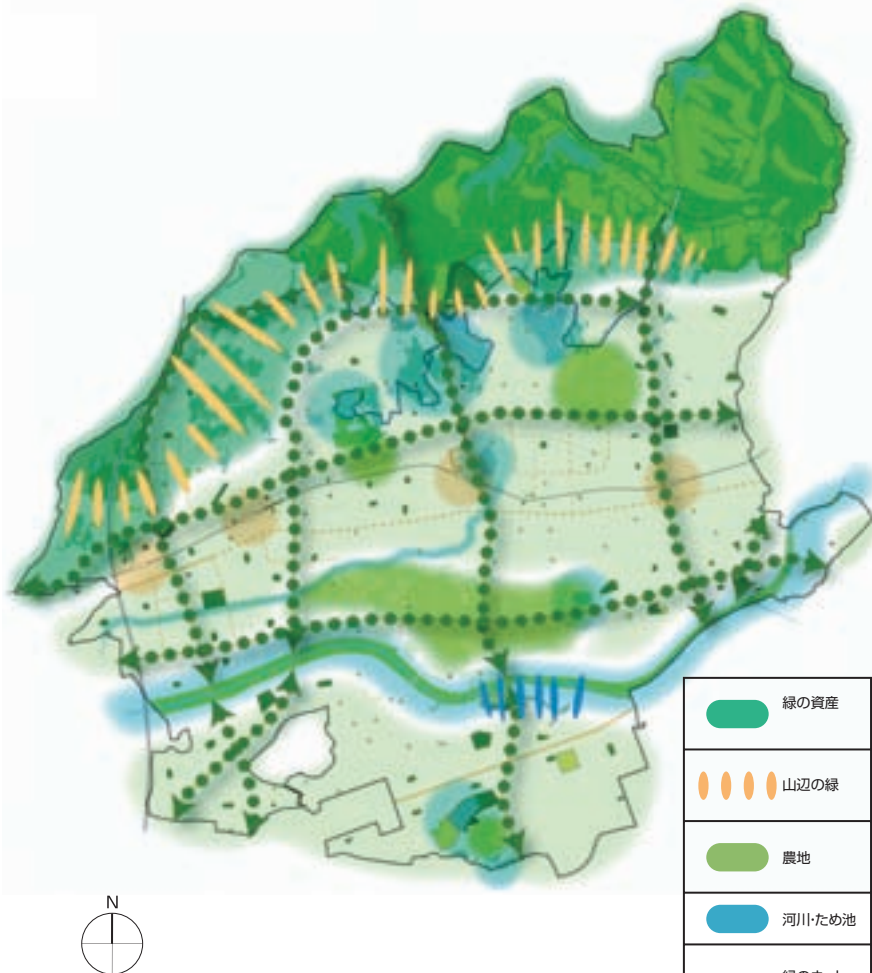
22 公園愛護会：自治会、町内会、子ども会、シニアクラブ又は公園周辺の地域住民により構成され、公園内の除草、清掃、公園愛護思想の普及啓発などの活動を行う組織。

23 生垣設置助成制度：民有地の緑化を進めるため、準公共空間である公道等に面している箇所への生垣設置に対し、助成金を交付する制度。

24 調整池：宅地開発などによる雨水流出の増大を防ぐため、開発面積に見合って造られる流出調整用の池。

(2) 具体的な施策例

- 緑化推進事業（道路、公園、学校など、公共施設の緑化推進を図るため、植栽を行う。）
- 矢田川散歩道整備事業（矢田川散歩道とともに河川環境整備を進める。）
- 濁池整備事業（濁池が安全で豊かな自然とふれあえる憩いの場となるよう、現在の環境に配慮した必要最小限の整備をする。）
- 都市公園新設事業（地域住民参加により整備計画を策定し、公園整備工事を行う。）
- 公園維持管理事業（都市公園、ちびっ子広場など公園施設の維持管理を行う。）
- 自然林保全事業（松林などの自然林などを保全する。）
- 保存樹等保全助成金（良好な自然環境を保全するために、保存する必要がある樹木を保存樹又は保存樹林として指定し、維持管理に対して助成する。）
- 生垣設置助成事業（民有地緑化を進めるため生垣の新設やブロック塀などから生垣への転換に対して助成を行う。）



資料：市 都市整備課









	緑の資産	● 北部丘陵地の豊かな緑は資産であり、防災や環境保全、レクリエーション、景観形成などとして保全活用されています。
	山辺の緑	● 北部丘陵地の緑辺部は市街地との間にある大切な緑であり、里山林や市民緑地、観察林などとして市民の身近な緑として親しまれています。
	農地	● まとまりのある優良農地は保全され、緑のもつ多様な機能を有している重要な緑として、農地に隣接するため池、公園などとネットワークされています。
	河川ため池	● 公園や農地と連担した自然豊かな水辺として、河川、ため池周辺の農地などとネットワークされています。
	緑のネットワーク	● 緑の主要な資産である北部丘陵地と矢田川を結び、周辺の公園や社寺林、農地、ため池などにつながる緑のネットワークは街路樹や沿道の民有地の緑などで緑豊かな空間になっています。
	公園都市の玄関口にふさわしい緑	● 公園都市の玄関口にふさわしい緑豊かな駅前広場や駅周辺は建物緑化などにより、花や緑に彩られた空間になっています。
	緑のまちなみ	● 市街地には公園、社寺林、ため池、学校、住宅地や事業所の緑など、多様な緑がまちなかにみられます。
	川辺の緑	● スカイワードあさひからも眺められる矢田川左岸の河岸段丘の貴重な樹林は川辺の緑として保全されています。

図30 緑のネットワーク図

4) 下水道・河川の整備方針

(1) 方針

■ 下水道の整備

○本市の下水道処理人口普及率は、近隣市町と比較して十分なレベルとはいえない状態にあります。このため、平成18年2月に見直された「尾張旭市公共下水道事業計画」に基づき、平成32年度の計画区域面積を1,652haとして整備を進め、水質の保全や周辺環境の改善に、より一層努めます。(※)



下水道工事の例

■ 河川改修の促進

◆矢田川については、親水性や環境面にも配慮した整備に関し、関係機関への働きかけを進めます。また、天神川についても、河川改修の本格整備に向け、関係機関への働きかけを進めます。

(2) 具体的な施策例

- 汚水管渠整備事業（汚水管渠工事の設計・施工により、下水道を普及・促進する。）
- 取付管設置事業（取付管設置工事の設計・施工により、下水道を普及・促進する。）
- 管渠施設維持管理事業（整備された下水道管渠を適切に管理する。）
- 矢田川散歩道整備事業（矢田川散歩道とともに河川環境整備を進める。）

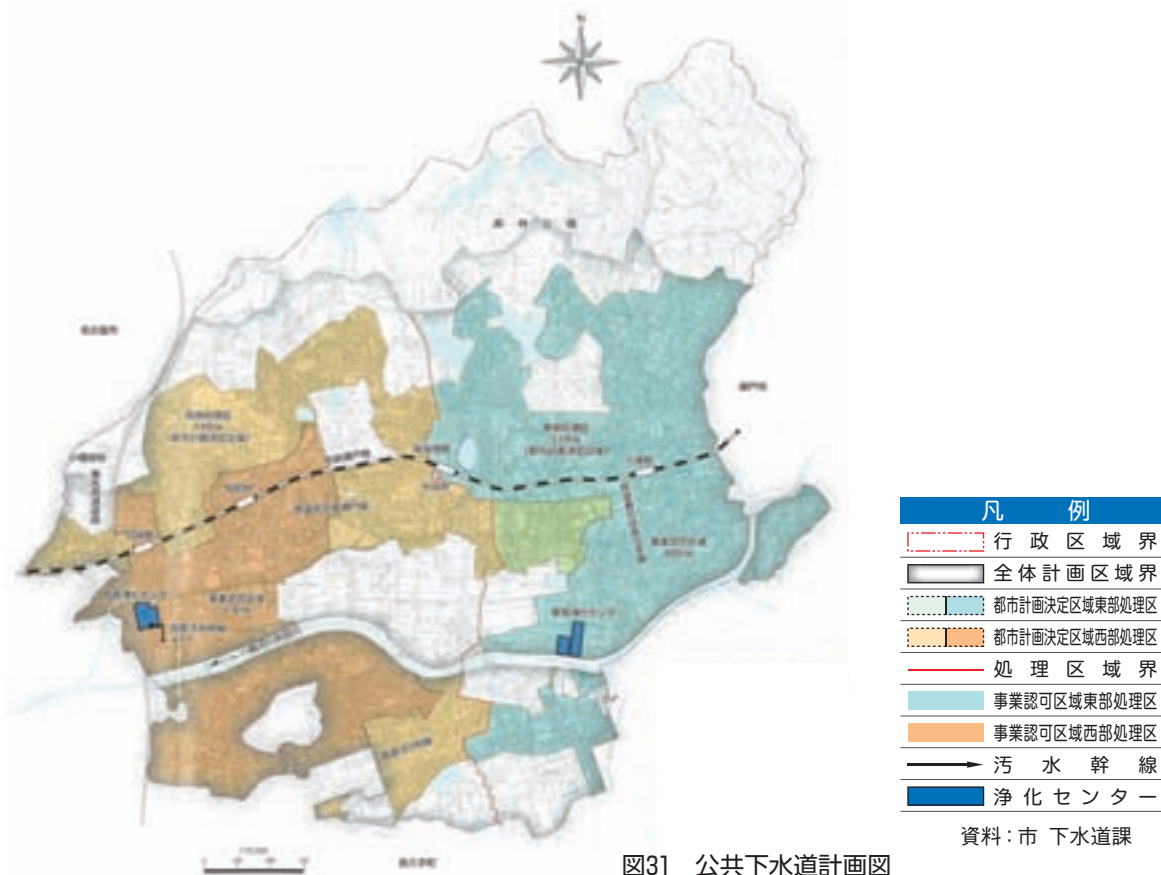


図31 公共下水道計画図



IV 活力とやすらぎのあるまちづくりの方針

1 これまでの主な取り組みと課題

(1) 主な取り組み

- 平成8年度以降、市内6地区における土地地区画整理事業を施行し計画的なまちづくりを推し進めるとともに、事業が完了した2地区で地区計画を設定し、それぞれの地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりを進めています。
- 幹線道路の交通の円滑化を図るため、(都)稲葉線や(都)瀬戸新居線を全線開通するとともに、(都)平子線と名鉄瀬戸線との立体交差を整備し、快適で円滑な幹線道路ネットワークの形成を進めています。
- 試験運行を経て、市内の交通空白地を解消するよう市営バス(あさぴー号)を運行し、鉄道駅や商業施設、公共施設へのアクセス向上と、車に頼らないまちづくりを進めています。
- 矢田川や天神川の改修を進め、浸水被害の防止に努めています。また、北原山土地地区画整理事業地内においては調整池の整備を行い、その他の地域では、雨水浸透施設として歩道の透水性舗装²⁵を整備し、雨水流出抑制対策を進めています。
- 歩道の段差解消や、信号交差点における視覚障がい者誘導用ブロックの設置などを実施するとともに、名鉄瀬戸線尾張旭駅へのエレベータ設置や、三郷駅の南北改札口のバリアフリー化²⁶の実施により、あらゆる人が利用しやすい施設づくりを進めています。

(2) 課題

- 今後のまちづくりにおいては、人口構成の変化に対応した施設のリニューアルを図るなど、これまで整備してきた都市基盤や都市施設を有効に活用し、適切な都市政策を実現していくことが必要となっています。
- 高齢者人口の増加に伴い、安全・安心なまちづくりへの関心が高まるとともに、高齢者の移動範囲の縮小や居住環境の問題が社会的に一層大きくなるものと考えられています。
- 高齢者から子ども連れまで、誰もが安全にかつ安心して外出・移動できるようにするため、交通事故などの心配のない生活道路の整備に取り組み、徒歩圏内に買物や医療、学習、交流などの機能を充実させることが必要となっています。
- 公共公益施設のみならず民間施設においても人にやさしいユニバーサルデザイン²⁷を導入することによって、建物と道路の連続性を高めていく必要があります。

25 透水性舗装：雨水を舗装体を通して直接地中に浸透させる舗装工法。

26 バリアフリー：高齢者・障がい者などが社会生活を営む上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障がいを取り除こうという考え方。

27 ユニバーサルデザイン：まちづくりや商品開発において、高齢者や障がい者をはじめ、だれもが分け隔てなく快適に利用できるよう、形や機能を設計の段階から取り入れていく考え方。

2 各種方針

1) 市街地整備の方針

(1) 方針

■拠点的な市街地の整備

【多様で質の高い都市機能の集積】

○尾張旭駅や三郷駅周辺においては、高齢者や子育て世代に配慮したまちづくりを進めるため、バリアフリー化の促進に努めるとともに、にぎわいあふれる商業系施設の更なる集積を誘導します。(※)



尾張旭駅

▽拠点的な市街地においては、人口減少や超高齢社会の到来に備え、歩いて暮らせるまちづくりに努めます。また、駅周辺にふさわしい都市機能の更なる集積に努め、にぎわいと活力のあるまちづくりを促進します。(※)

【まちなか居住²⁸の推進】

▽三郷駅周辺については、急行停車駅であり、かつ高度利用が可能な商業地域という恵まれた立地条件を活かし、都市型住宅の供給を誘導して「まちなか居住」の推進を図り、コンパクトなまちづくりの実現に努めます。(※)

▽「まちなか居住」の推進に向け、民間の都市型集合住宅や高齢者向け住宅など、駅周辺への良質な住宅の供給促進を誘導します。また、「まちなか」への住み替えを希望する高齢者世帯に対し、希望者の所有住宅を活用した「住み替え支援制度」を研究します。

▽「まちなか居住」の推進を図るため、日用品などの最寄的な商業施設や、医療機関、さらには公共施設の集積に努めるなど、生活利便施設の維持確保に努めます。

■その他の市街地の整備

【住宅・住環境の整備】

○市街化区域内の既成市街地内で、道路や公園などの基盤施設が不足する地区や老築住宅が密集する地区では、地域住民の意向把握に努めながら、地区計画などの活用により、ゆとりある居住環境の整備を促進します。



スカイワードあさひからの眺め(城山町)

◆低層住宅や一般住宅、都市型集合住宅などの既存の住宅の立地状況を踏まえ、地域の住宅特性を活かしたメリハリのある住環境の維持形成に努めます。

◆地区計画が定められている地区については、まちなみと調和した良好な住宅地の維持、形成のため、壁面の位置や高さ、敷地面積の制限などの規制の適正な運用に努めます。一方、地区計画が定められていない地区については、市民と協働で地区計画の策定を検討するなど、住環境の維持

28 まちなか居住：郊外への宅地の進展による中心部の空洞化や公共投資の増加に対応するため、まちなかへの居住を誘導すること。

【凡例】 ○…重点事項 ◆…継続事項 ▼…目標事項 ※…ワークショップでの提案 P50・51参照

向上に努めます。

◆現在施行中の土地区画整理事業については、事業の円滑な進捗により、着実な市街化促進と人口の定着に努めます。

▽新たな住宅地の整備については、民間活力などによる土地区画整理事業の実施や地区計画の活用により、開発指導要綱²⁹の水準を満たした道路や公園などの都市基盤の整備に努めるとともに、事業期間の短縮によって効率化が図られる「ミニ土地区画整理事業」の支援策について検討します。

▽住宅と工場などの混在傾向がみられる地区において、土地利用の変化によって住宅地としての利用が顕著にみられる地区については、現在の土地利用状況と今後の動向を見極め、用途地域の見直しを検討します。

【高齢者住宅などの整備】

▽超高齢社会を迎えるなか、市営住宅だけでは高齢者の住宅需要を満たすことが難しいため、福祉施策と連携しながら、民間などによる高齢者住宅の普及や、高齢者向け地域優良賃貸住宅³⁰などへの支援を促進します。

【商業・業務地の整備】

▽高齢者や子育て世代に配慮した都市づくりを行うため、駅周辺などの公共交通の利便性の高い地域においては、病院などの公共公益施設の機能の維持、充実を促進するとともに、地域住民に対する日用品の供給を行う主要な商業施設などの機能維持を促進します。

▽三郷駅周辺の商業施設が立地する工業系用途地域は、商業機能の維持、充実につなげるため、商業系用途地域への見直しを検討します。

【工業地の整備】

▽地域経済の活性化や雇用の場の確保のため、周辺環境の保全に配慮しながら、必要な工業立地の促進に努めます。また、産業構造の変化によって生じた工業地域における未利用地などについては、既存工場に配慮しつつ、市としての活力を生み出すため、工業系を基本とした土地利用を検討します。(※)

(2) 具体的な施策例

- 歩道バリアフリー推進事業（歩道巻き込み部の車道と歩道のすりつけ勾配を緩和する。）
- まちなか居住の推進研究事業（まちなか居住の推進に当たり、各種制度の整備研究を行う。）
- 都市計画検討・策定事務（都市計画について立案するための基礎資料を策定する。）
- 地区計画審査事業（地区計画区域内での建築等の届出の審査を行う。）
- 各土地区画整理事業（組合事業全般に対して指導・助言を行い、土地区画整理事業の円滑な推進を図る。魅力ある街並み形成と住環境整備のため組合に対して資金援助を行う。）

29 開発指導要綱：開発による生活環境の悪化や乱開発を防止するため、宅地や集合住宅の開発事業者に対して地方公共団体が開発を許可する条件として定めたもの。

30 高齢者向け地域優良賃貸住宅：「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者が低廉な家賃で居住できる良好な居住環境を備えた優良な賃貸住宅。

2) 交通体系の形成方針

(1) 方針

■総合的な交通ネットワークの形成

▽自動車交通と、バス・鉄道などの公共交通との連携を強化するとともに、交通施設の利用分担の適正化を図ることで、新たな交通需要や都市構造に対応した誰もが移動しやすい総合的な交通ネットワークの形成に努めます。(※)

■主要幹線道路網の形成

【主要幹線道路の維持】

◆主に都市間交通を担う主要幹線道路として(都)瀬港線を位置づけ、現行の交通処理機能の適切な維持を進めます。

【幹線道路の整備(東西)】

◎市内を通過する交通の一部と市内の地区間交通を担う道路として、(都)旭南線、(都)名古屋瀬戸線、(都)瀬戸新居線、(都)霞ヶ丘線及び(都)霞ヶ丘南線を位置づけ、未整備区間の整備を進めます。

◆(都)霞ヶ丘南線については、名古屋市や鉄道事業者との連携を図りつつ整備に努めます。

【幹線道路の整備(南北)】

▽名鉄踏切による(都)玉野川森林公園線や(都)印場線、(都)稲葉線などの慢性的な渋滞を解消するため、鉄道高架を含めた幅広い観点から研究するとともに、(都)稲葉線の尾張旭1号踏切の立体交差化について研究します。(※)

▽(都)印場線では、踏切前後の信号現示³¹の最適化について、(都)玉野川森林公園線では、踏切信号の導入について研究します。

◆(都)瀬戸環状西部線と(都)第3環状線については、(都)玉野川森林公園線の渋滞緩和を図るための道路として、瀬戸市との連携を図りつつ、関係機関に対しその整備推進に係る要望に努めます。

【補助幹線道路の整備】

◆北原山土地区画整理事業区域の都市計画道路5路線については、土地区画整理事業の進捗に併せて整備を進めます。

31 信号現示：1つの交差点において、ある交通流に対して同時に与えられる通行権、またはその通行権が割り当てられている時間帯のこと。

〈凡例〉 ○…重点事項 ◆…継続事項 ▼…目標事項 (※)…ワークショップでの提案 P50・51参照

【構想路線の検討】

▽将来の交通需要への適切な対応と、各道路の交通処理上の役割を明確にすることを前提に、南北方向の交通処理能力を高めるための機能を持った道路を、構想路線として新たに配置することを検討します。(※)

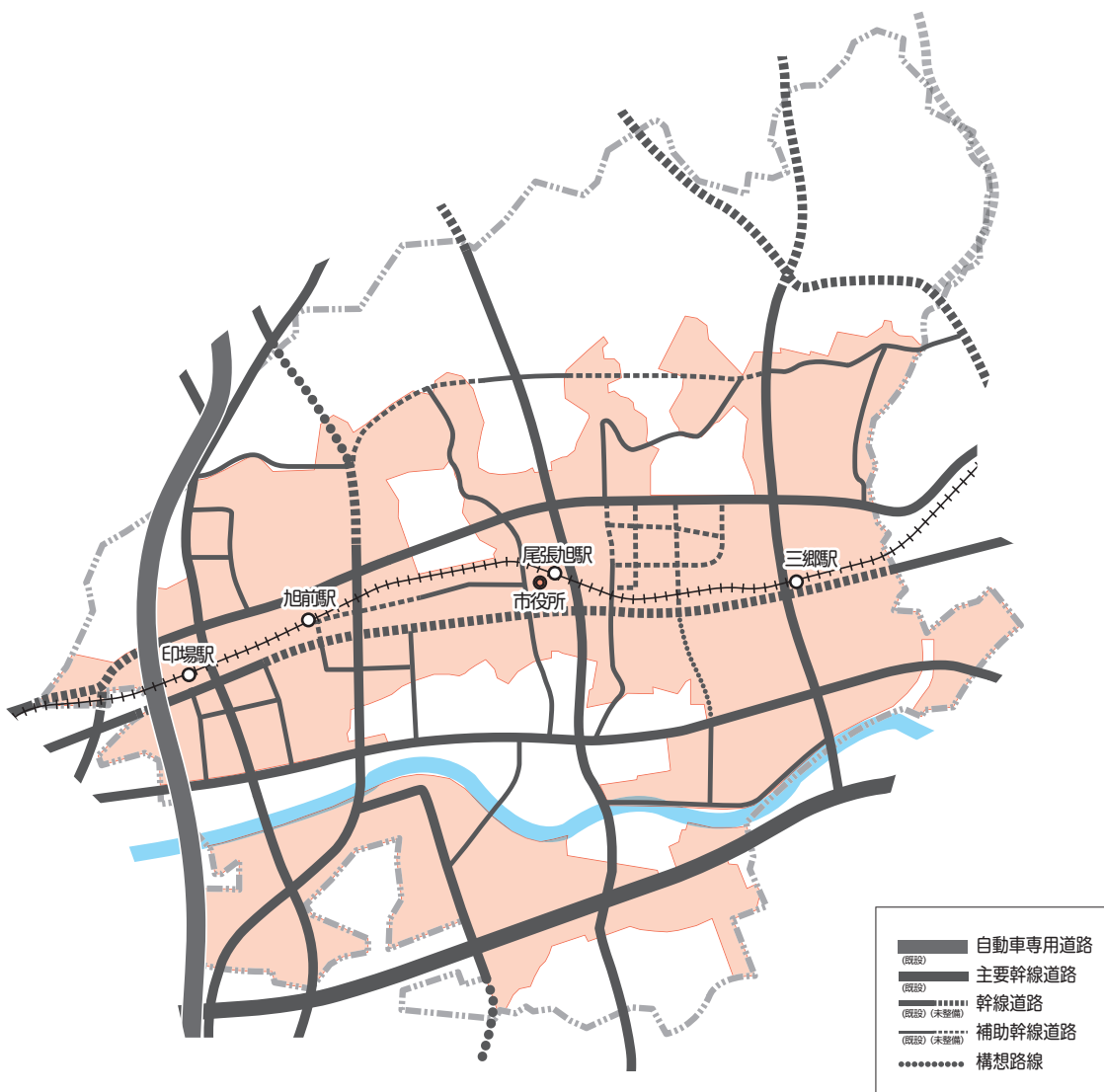


図32 将来道路網構想図

【生活道路の整備】

◆市街地や既存住宅の維持、形成に寄与する道路については、連続した道路空間が確保できるように局部的な改良や適切な維持管理に努めます。

▽主要幹線道路へアクセスし、ネットワークを形成する道路については、道路拡幅や交差点改良などの整備に努めます。

▽市民生活に密着した市街地内の狭あい道路³²については、防災や交通安全上の観点から、地域住民との合意形成を図りながら、拡幅整備に努めます。



生活道路の例

【安全で安心、快適な道路環境の創出】

◎全ての道路利用者が安全で安心して移動できるように、歩道と車道の段差解消を図るバリアフリー化や、ユニバーサルデザインを考慮した環境整備に努めます。(※)

◆都市防災の観点から、市街地における延焼遮断帯として機能する道路や緊急輸送道路、避難路として位置付けのある道路の機能拡充に努めます。

◆定期的な橋梁の点検を行い、老朽度合の把握や損傷の早期発見に努めます。また、適切な維持管理を実施することにより、橋梁の長寿命化に努めます。

◆アダプトプログラム³³の拡大により、市民と行政が協働し、道路の美化に努めます。

▽道路の景観形成、防災力の向上を図るため、電線類の地中化を含めた歩道整備の手法を研究します。

【その他】

▽交通負荷や接続する路線幅員の状況などを踏まえ、豊かな自然環境や、まちが持つ賑わいを感じられる道づくりをめざし、(都)瀬戸新居線の4車線区間の車線の一部を活用して、自転車道や幅広の歩道整備、樹冠の大きい街路樹の整備を研究します。



シンボルロード

都市計画道路の見直し

▽人口減少や超高齢社会の到来などによって、将来交通需要が変化し、道路に求められる機能や必要性も変わりつつあります。このため、長期末整備の都市計画道路について必要性の検証を進めます。(※)

公共交通体系の確立

【地域公共交通体系の検討】

◎人口減少、超高齢社会の到来への対応や、渋滞解消など環境面への負荷軽減を考慮し、長期的な視野に立った地域交通の未来像と、望ましいあり方に関する総合的な対策の検討を進めます。

32 狭あい道路：幅員が4m未満の道路で建築基準法第42条第2項に規定される道路。

33 アダプトプログラム：ボランティアとなる市民や事業者が里親となり、道路等の公共施設の一定区間について美化・清掃活動等を行うに当たり、これを市が支援する制度。

【凡例】 ○…重点事項 ◆…継続事項 ▼…目標事項 ※…ワークショップでの提案 P50・51参照

- ◆誰もが移動しやすい持続可能なサービスが提供でき、まちに一体感が感じられる公共交通体系を実現するため、市民や有識者、交通事業者との協議、協働により、市営バスと、民間バス路線や鉄道との連携に努めます。

【鉄道の利用促進】

- 現在、駅前広場が設置されていない三郷駅については、交通機関相互の連携を強化するため、駅前広場やアクセス道路の整備をめざします。(※)



名鉄瀬戸線

- ◆本市中央部を東西に横断する名鉄瀬戸線は、市民にとって貴重な移動手段であるとともに、環境負荷の少ない交通手段でもあることから、更なる利便性の向上を図るため、必要に応じ、関係機関に対してダイヤ改正や増便、利便性の向上に資する施設整備などの働きかけを進めます。(※)

- ◆「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、印場駅や旭前駅の駅舎のバリアフリー化を鉄道事業者と協議し進めます。また、名鉄4駅周辺の交通施設のバリアフリー化など環境整備に努めます。(※)

【バス交通の利用促進】

- ◆市営バスの利用促進を図るため、運行事業者とともに、サービスの向上や啓発活動を進めます。(※)



市営バス(あさび一号)

- ◆市民は、市営バスが地域に密着した「市民の足」となるため、自らが守り育てていく取り組みを行います。(※)

- 幅広い市民の生活交通手段として市営バスが活用されるよう、運行ルートや運行本数、運行日などの見直しをめざします。(※)

- 公共交通体系における市営バスの位置づけを改めて検討するため、移動実態や潜在的なニーズ調査を進めます。(※)

- 法改正やバス路線の廃止などといった情勢の変化や、市民ニーズに基づき、利用者や交通事業者等が共通認識できる公共交通ビジョンの再検討をめざします。(※)

- ◆民間バス路線については、交通事業者を交えた協議を十分に行い、その維持と活性化に努めます。(※)

■ その他交通施設の整備

【駐車場・自転車駐車場の整備】

- ◆鉄道駅の交通結節点の機能強化を図るため、パークアンドライド³⁴などを含め、駐車場のあり方を検討します。



三郷駅自転車駐車場

34 パークアンドライド:最寄り駅やバス停までマイカーで行き、駐車場に停めて、公共交通機関に乗り換えて目的地へ向かう移動方法。

- ◆環境負荷の少ない自転車の利用促進を図るとともに、サイクルアンドライド³⁵の推進に向け、鉄道事業者や関係機関の協力を得ながら、駅周辺における自転車駐車場の整備に努めます。(※)



図33 公共交通路線図

(2) 具体的な施策例

- 霞ヶ丘線整備事業（円滑な道路交通網の確立のため、(都)霞ヶ丘線の道路改良工事を実施する。）
- 交差点改良事業（交差点に右折帯を設置するなどによって、渋滞の緩和と、車両を安全に通行できるようにする。）
- 歩道バリアフリー推進事業（歩道巻き込み部の車道と歩道のすりつけ勾配を緩和する。）
- 橋梁長寿命化修繕事業（道路網の安全性・信頼性を確保するため、長寿命化修繕計画を策定し、必要に応じ予防的な修繕、計画的な架け替えを実施する。）
- 公共交通網整備事業（既設公共交通網の整備・拡充と、新たな交通手段の確保を図る。）
- 三郷駅前広場整備事業（現行の計画地の位置を見直し、市の表玄関にふさわしい規模、施設水準の駅前広場を築造する。）
- 自転車駐車場維持管理事業（自転車駐車場を維持管理する。）

35 サイクルアンドライド：最寄り駅やバス停まで自転車で行き、駐輪場に停めて、公共交通機関に乗り換えて目的地へ向かう移動方法。

〈凡例〉 ○…重点事項 ◆…継続事項 ▼…目標事項 ※…ワークショップでの提案 P50・51参照

3) 安全安心のまちづくりの方針

(1) 方針

■防災の推進

【防災拠点の整備】

◆「尾張旭市地域防災計画」に基づき防災施設の整備などを図り、災害に強いまちづくりに努めます。

▽災害時における迅速な対応を図るため、防災施設の核となる防災拠点の整備について検討します。(※)

【延焼遮断帯³⁶の形成】

◆市街地にある幹線道路、河川、鉄道などの空間は、火災の延焼を防止する機能を備えているため、沿道の建築物の不燃化とあわせて、都市の延焼遮断帯としての整備に努めます。



既成市街地の例

【老築住宅既成市街地の解消】

○既成市街地には、老築住宅が密集している地区も多く、地震発生時の建物倒壊や火災による大きな被害が想定されることから、地域住民の意向把握に努めながら面的整備などを検討します。

◆多様な手法も柔軟に取り入れながら、都市基盤の整備をめざします。

【避難地などの確保】

○倒壊などによる道路閉塞の危険性を低減し、緊急車両の進入ができるよう狭あい道路の拡幅や整備などに努めるとともに、災害時に避難路として利用できるように道路の防災機能の充実に努めます。

◆一時避難場所としての公園・緑地の整備や、緊急輸送道路としての幹線道路の整備に努めます。(※)

【建築物などの耐震・不燃化】

◆多くの市民が利用する公共施設については、「尾張旭市建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震化を促進し、災害時における市民の安全の確保に努めます。

◆市民の日常生活で重要な役割を担う道路や橋梁については、震災時における機能確保を図るため、重要構造物の計画的な耐震化を推進するなど、安全・安心な社会基盤施設の整備に努めます。

◆既成市街地における延焼や倒壊による危険性を低減するため、耐震化の啓発に努め、建築物の耐震化や不燃化を促進します。

◆上・下水道施設については、老朽化施設の計画的な改修などによって耐震化を図り、災害時における住民の安全で衛生的な生活環境の確保に努めます。



耐震補強の例

■治水対策の推進

◆矢田川や天神川、郷倉川などの河川においては、護岸の損壊などによる浸水を未然に防止するた

36 延焼遮断帯：道路、河川、鉄道、公園、緑道等の都市施設とその沿道の不燃建築物を組み合わせることにより、火災時の延焼拡大を遮断する連続した帯状の不燃空間。

め、関係機関と連携して、改修効果の大きい箇所、又は緊急度の高い箇所の改修に努めます。

- ◆保水機能を有する土地の開発に当たっては、調整池の設置など、代替機能の確保を促進します。(※)

■雨水対策の推進

- ◆雨水の流出抑制対策を多面的に行い、総合的な治水対策を推進するため、農業用ため池の調整池としての活用や、農地の保水機能の確保、道路における浸透枘の設置や透水性舗装の実施など、雨水の地下浸透施設や再利用施設の普及に努めます。(※)

- ◆都市化の進展による雨水流出量の増大に対処するため、公共下水道の整備や改良、その他一般排水路の改修や浄化槽の雨水貯留施設への転用を進め、浸水区域の解消に努めます。

▽都市型豪雨に対応するため、調整機能を持つ施設として、公園などの公共施設の活用について研究します。

■交通安全などの対策の推進

- ◆交通量の増加や、道路整備による自動車や歩行者の流れの変化に応じ、信号機やガードレールなどの交通安全施設の整備を、地域や警察署などと連携して進めます。

- ◆児童・生徒の安全な通学の確保のため、通学路を中心とした歩道の整備に努めます。(※)

- ◆交通事故多発交差点などの改良改善に努めます。

- ◆市民が安全で安心して歩行ができるように、交差点などにおける道路照明灯の設置に努めます。(※)

- ◆自治会や町内会は、防犯灯の設置や、維持管理を行います。(※)

- ◆公園や公共施設における植栽の剪定によって見通しを良くするなど、死角の排除に努めます。(※)

- ◆市民は、道路交通の妨げとなる宅地内の庭木などの剪定を行います。(※)

(2) 具体的な施策例

- 公共施設耐震診断・補強計画調査進行管理事業（公共施設の耐震診断とその結果に基づく補強計画の作成を行う。）
- 都市計画検討・策定事務（都市計画について立案するための基礎資料を策定する。）
- 排水施設維持補修事業（河川、排水路などの施設の安全性を確保するため、維持補修を行う。）
- 民間木造住宅耐震改修費補助事業（耐震診断結果の判定値を一定基準以上にするための耐震改修工事に対し補助金を交付する。）
- 浄化槽雨水貯留施設転用補助事業（下水道供用開始区域内で、公共下水道接続時に不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用し、雨水の有効利用を行う場合に要する費用の一部を補助する。）
- 浸水対策事業（大雨時に浸水の恐れのある箇所を解消するため、排水施設を整備する。）
- あんしん歩行エリア整備事業（道路管理者と公安委員会が、あんしん歩行エリア内の交通事故を抑制するために、歩道設置や交通安全施設の整備を行う。）
- 防犯灯設置・維持管理補助事業（自治会等が行う防犯灯の設置、器具取替、維持管理の費用の一部を補助する。）

〈凡例〉 ○…重点事項 ◆…継続事項 ▼…目標事項 (※)…ワークショップでの提案 P50・51参照

4) 高齢者や障がい者にやさしいまちづくりの方針

(1) 方針

■ 基本的な考え方

◆すべての人が利用しやすい空間を形成するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を踏まえ、都市空間や公共施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインの普及に努めます。(※)

◆高齢者や障がい者などをはじめとするすべての市民にとって、身近で重要な移動手段である公共交通機関を、誰もが安全で快適に移動できるよう整備に努めます。(※)

▽高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を送れるよう住宅や住環境の整備に努めます。また、障がい者が、地域社会の一員として自立した生活を送れる住宅・住環境の整備に努めます。

■ 誰もが活動しやすい都市空間の整備

◆高齢者や障がい者などが安心して移動できるように、歩道の設置や段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置を進めるほか、すべての人が利用しやすいデザインの普及を促進します。特に駅周辺や公園など拠点となる地区においては、重点的に進めるとともに、無電柱化の取り組みについても研究します。

■ 誰もが利用しやすい公共交通機関の充実

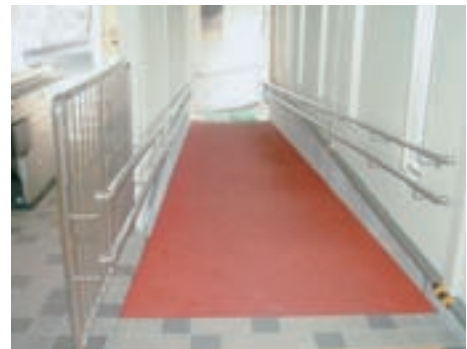
◆駅舎におけるエレベータやエスカレータの整備など、駅周辺の歩行環境の改善を図り、高齢者や障がい者などが利用しやすい環境整備を進めます。

■ 誰もが利用しやすい住宅の供給

▽市営住宅のバリアフリー化を進めるとともに、「まちなか居住」の誘導にあたっては、高齢者や障がい者などが自立した生活を維持できるよう、住宅性能のあり方を研究します。



新池交流館・ふらっと



三郷駅スロープ

(2) 具体的な施策例

- 歩道バリアフリー推進事業（歩道巻き込み部の車道と歩道のすりつけ勾配を緩和する。）
- 生活道路改良事業（道路の機能性などを高めるため、側溝改修など道路施設の改良を行う。）
- 市営住宅施設管理事業（室内などのバリアフリー化を行う。）
- 高齢者住宅整備資金借受者利子補給補助事業（高齢者の住みよい環境づくりを目的として、高齢者の専用居室などを新築・増築・改築又は改造するために必要な資金を県から借受けた者に対して、利子補給を行う。）



V ともにつくるまちづくりの方針

1 これまでの主な取り組みと課題

(1) 主な取り組み

- 土地区画整理事業を組合施行で実施し、地元と行政が協働してまちづくりに取り組んでいます。
- あんしん歩行エリア³⁷事業では、地元と警察、行政が協力して交通安全対策に取り組んでいます。
- 公園愛護会制度の運用により、公園の維持管理などを市民参加型で進めています。
- 生垣設置助成制度の運用により、宅地内での緑化推進に努めています。
- 良好な景観形成のため、違反広告物の除却活動を市民参加型で進めています。
- アダプトプログラムの運用により、市民と行政が協働して、道路の美化を進めています。
- 都市公園の整備改修の計画づくりを、市民参加型で進めています。

(2) 課題

- 近年、市民の住環境に対する考え方や価値観は多様化し、まちづくりや環境問題に対する関心も高まりつつあります。このため、これからのまちづくりにおいては、市民、事業者、行政などの各主体が連携しながら責任と役割を担う、協働によるまちづくりを基本に進める必要があります。
- 都市計画提案制度³⁸などの活用によって、市民と行政の協力のもとにまちづくりを実践していくため、指針となる考え方の整理やルールづくりを行う必要があります。また、市民の参加を促進するうえでは情報公開が重要となるため、都市計画の構想・計画段階から、説明会や公聴会、パブリックコメント³⁹を実施するなど、市民意向を計画に反映するための仕組みを充実する必要があります。
- いかにかきれいに整備された地区であっても、適切に管理されなければ、時間の経過とともに、相続などを契機とした敷地の細分化、街並み景観の悪化や土地利用の未利用地化などにより質の劣化を招く可能性があります。成長都市の時代から成熟都市の時代への移行に伴い、行政による規制を中心としたまちづくりから、民間、市民による管理運営を中心に据えたまちづくりへと移行する必要性が認識されています。

37 あんしん歩行エリア：歩行者や自転車利用者の死傷事故を抑止するため、警察庁と国土交通省が市街地の事故発生割合の高い地区を指定し、歩行空間の整備や交差点の改良など、安全で快適な歩行空間の確保を推進するエリア。

38 都市計画提案制度：市民や団体等が行う自主的な取り組みを都市計画行政に反映させることを目的とし、市民等が都市計画に積極的に参加し、都市計画の変更等の提案を行政に対して申し出ることができる制度。

39 パブリックコメント：政策等に対する市民の理解と信頼を深めるため、政策決定プロセスにおける情報を積極的に提供することで得られた、市民の政策に対する意見や提案。

〈凡例〉 ○…重点事項 ◆…継続事項 ▼…目標事項 (※)…ワークショップでの提案 P50・51参照

2 各種方針

1) 市民と行政の協働によるまちづくりの方針

(1) 方針

■市民のまちづくりへの参加

◆市民は、計画づくりの段階からワークショップ⁴⁰やパブリックコメントなどを通じて、積極的にまちづくりへの参加を行います。(※)

◎市民は、国や県などの既存の事業制度などを積極的に活用し、地域独自のまちづくり方策の積極的な検討を行います。



ワークショップの例

■まちづくりへの支援

▽地域ごとのきめ細かなまちづくりを進めていくため、地域住民による自主的なまちづくり組織の運営などの取り組みを積極的に支援します。

▽市民へのまちづくり情報の提供や、まちづくり相談窓口などの整備に努めます。

■その他の取り組み

▽適切な自然環境の保全活用を図るため、関連する学習機会の創設に努めます。

▽市民は、学習機会への積極的な参加を行います。

▽近年、身近な環境や安全・安心といった課題への関心が高まり、開発（ディベロップメント）だけでなく、維持管理・運営（マネジメント）の必要性も認識されるようになってきています。このため、市内に住む人、自営業を営む人、働く人など様々な形で関わっている方々が、主体的に地域に関わる「エリアマネジメント」⁴¹と呼ばれる取り組みについて研究します。

(2) 具体的な施策例

- 市民活動支援事業（コミュニティ活動の充実と支援のため、ボランティアやNPOなどの市民活動を支援する。）
- 道路清掃事業（道路に集まった土砂やゴミの処理及び路肩の草刈りなどの清掃作業を行う。）
- 三郷駅前広場整備事業（三郷駅前広場の整備を検討するため、三郷駅周辺まちづくりワークショップを開催し、駅前広場整備の実現に向けて意見集約を行う。）
- 北山地区まちづくり運営委託事業（北山地区のまちづくりについて、地区住民が主導となって調査、検討する。）
- 都市公園新設事業（地域住民参加により整備計画を策定し、公園整備工事を行う。）

40 ワークショップ：参加者全員が小グループで討議し、一緒に考え、作業をしながら目標に向かって意見を積み上げ、提案していく手法。

41 エリアマネジメント：一定の広がりを持った特定のエリアについて継続的な視点で都市づくりから地域管理まで一貫して行う活動のこと。

2) 事業者等と行政の協働によるまちづくりの方針

(1) 方針

■事業者等のまちづくりへの参加

▽市内で活動する事業者等⁴²は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、暮らしやすい地域の実現に寄与することが求められています。また、まちづくりの主体として事業活動を行うとともに、周辺環境への配慮や環境保全、都市施設の整備に対し貢献・協力することが期待されています。このため、事業者等は、事業活動を通じまちづくりへの参加を行います。

▽事業者等は、具体的な事業を進めるうえでの資金、人材、情報、ノウハウなど、多くの面で、自身が持つ力を活用し、まちづくりへの貢献を行います。

(2) 具体的な施策例

- 都市計画検討・策定事務（都市計画について立案するための基礎資料を策定する。）
- 道路清掃事業（道路に集まった土砂やゴミの処理及び路肩の草刈りなどの清掃作業を行う。）

⁴² 事業者等：主として民間企業のほか、NPOや大学等、まちづくりに関わる団体。